

妊産婦医療費助成制度についてお知らせ

南砺市では、市内にお住まいの妊産婦の福祉の増進のため、妊娠・出産に関わる特定の病気について、医療機関で保険診療を受けられた際の医療費の助成を行っています。

■対象となる人

健康保険に加入の、特定の疾病の診断を受けている南砺市在住の妊産婦

■対象となる疾病

妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患、切迫早産

■助成内容

上記の疾病について、医療機関等で診療を受けた際の医療費の自己負担分

■資格の有効期間

申請日の属する月の初日から、出産した日の属する月の翌月末日まで

■助成を受けるには

▼登録手続き

医師の診断された「妊産婦医療費受給資格登録（変更）申請書」を医療機関で受け取り、行政センターへ申請してください。

<持ち物>

- ・妊産婦医療費受給資格登録（変更）申請書
- ・健康保険証
- ・母子手帳
- ・窓口に来られた方の本人確認書類（例：運転免許証）
- ・認め印
- ・必要に応じて他にも書類を提出していただく場合があります。

※資格取得日は申請日の属する月の初日からとなります。必ず診断日の月内に申請してください。

※富山県外の医療機関で受診する場合、対象となる疾病の診断を受けても、妊産婦医療費助成対象となることを言われない場合があります。上記の疾病の診断を受けたら、速やかに南砺市こども課子育て支援係までお問い合わせください。

▼助成方法

(1) 富山県内の医療機関

医療機関で受診する際に健康保険証・受給資格証と一緒に福祉医療費請求書を提出してください。

・福祉医療費請求書について

用紙は行政センターまたはこども課子育て支援係で交付しています。

<持ち物>

- ・健康保険証
- ・受給資格証

(2) 富山県外の医療機関

償還払いの申請を行ってください。

・償還払いの手続きについて

行政センターまたはこども課子育て支援係で手続きができます。

<持ち物>

- ・医療機関で支払った医療費の領収書
- ・認め印
- ・振込み口座の通帳

■健康保険証などに変更があった場合は、速やかに変更の手続きをしてください。

■問い合わせ先

南砺市教育委員会 こども課子育て支援係
南砺市井波520番地 TEL(0763)-23-2010